



～学校だより～

教育目標： 自学 共生 自立

みんな
のため
に

守ってほしい 自転車安全利用 5 則

今号では、自他の命を守るために、「自転車安全利用5則」を学校だよりに掲載します。年に何回か、本校の自転車通学生のマナーについて近隣の方から改善要望があります。けがをしない、命を守るという観点から、「自転車安全利用5則」を遵守するようご家庭でも話題にしてほしいと思います。もうすでにわかっているという生徒もいるかと思いますが、再度確認をお願いします。

この5則は、郡山市公式ホームページから抜粋しています。

自転車安全利用5則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

(1) 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

(2) 自転車が歩道通行できる場合があります。

- ① 自転車及び歩行者専用道路標識等で指定されている場合
- ② 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ③ 車道または交通の状況を見てやむを得ない場合
- ④ 歩道に自転車道がある場合は、自転車道を通行

2 自転車は、車道の左側を通行

◇ 交通事故は、けがの程度にかかわらず、110番しましょう。

3 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

4 安全ルール・マナーを守る

(1) 並進の禁止



(2) 運転中の携帯電話・ヘッドホン・傘さし運転の禁止



5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

以上が「守ってほしい自転車安全利用5則」です。記載しませんでした、違反すると罰金が科せられることもあります。

この5則を守って「自分の命は自分で守る」ように努めましょう。
万が一の事故に備えて、自転車保険に加入することをお勧めします。